

自転車用ヘルメットの 購入費用を補助します

補助対象は
全年齢

対 象 者

① 市内在住の方

(ヘルメットの使用者が18歳以下の
児童生徒等の場合は、その保護者
が申請)

② ^{R3}2021～^{R6}2024年度に 同補助金の交付を 受けていない方

対象となるヘルメット

- ・「SG」「JCF」
「GS」「CPSC」
「CE (EN1078)」マーク など
安全性の認証を受けた新品の
自転車用ヘルメット
※学校指定の通学用ヘルメットを除く
- ・ 一宮市内の店舗で 2025年
4月1日以降に購入したもの

補 助 金 額

ヘルメット購入費用の2分の1
(ポイント利用額、値引額は購入費用に含めません)

上限2,000円
(100円未満切り捨て)

※ 1人1個限り

申請受付期間

2025年 4月 1日 (火)
～

2026年 3月31日 (火)

※ 必着

※ 予算の範囲内で実施

《申請方法》

以下の書類を市民協働課（本庁舎6階）へ提出

- ① 申請書 ※ 購入した一宮市内の店舗の「販売業者記入欄」の記入があるもの
- ② 領収書写し ※ 申請書の裏面に貼付してください。
- ③ 請求書

《申請受付・問合せ先》

一宮市 総合政策部 市民協働課（本庁舎6階）

〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号

電話：0586-28-8671

※ 申請書類は市民協働課にて配布、市ウェブサイト(ID:1040837)からダウンロード



※ この補助金は、一宮市自転車ヘルメット購入補助金交付要綱に基づき実施します

交付申請書 記入例

※訂正方法は、P 3 参照をしてください

(表面)

様式第1 (第7条関係)

(あて先) 一宮市長

自転車用ヘルメットの使用者ごとに提出が必要です

2025年 4月 7日

申請者 住所 〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号

氏名 一宮 太郎

18歳以下の児童生徒等の場合は、保護者が申請してください。

日中に連絡がとれる電話番号を記入してください

生年月日 太正(昭和) 平成・西暦 45年 12月 22日

電話番号 (0586) 28 - 0000

※18歳以下の児童生徒等(当該年度末時点の満年齢が18歳以下の方)の場合は、保護者が申請してください。

一宮市自転車ヘルメット購入補助金交付申請書兼実績報告書

市内の店舗で購入した自転車用ヘルメット1個の消費税込の購入費用(値引き後、ポイント差引き後)を記入してください

補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり申

記

ヘルメット使用者が18歳以下の児童生徒等の場合は、その方の氏名等も記入してください

購入日 2025年 4月 4日

ヘルメット使用者 ※申請者と使用者が違う場合はご記入ください。	氏名 一宮 花子	生年月日 平成(令和) 2011年 2月 1日
	住所 ☒ 申請者と同じ(記入不要) 一宮市	申請者との続柄 子

補助対象経費 金 3,300 円

補助金交付申請額 金 1,600 円

次のアとイを比較して少ない金額を記入してください
ア 補助対象経費×1/2(100円未満切り捨て)
イ 上限額: 2,000円

添付書類

- 補助対象経費の支払い手続きが完了したことを証する書類(領収書の写しなど)
→裏面に貼っていただく欄があります。
- その他市長が必要と認める書類

添付書類(領収書の写しなど)は裏面に貼付してください

※一宮市内の販売業者が記入してください。

販売業者記入欄 ※販売した自転車用ヘルメット
SGマーク JCFマーク・CE(EN1078)マークが付された自転車用ヘルメットで、学校で販売したことを証明します。

自転車用ヘルメットを購入した一宮市内の販売業者で、以下に証明を受けてください

販売業者 所在地

令和 7年 4月 4日
一宮市〇〇1丁目1番1号
〇〇〇〇株式会社 △△△店

販売業者は、安全マーク種別に○をうち、所在地・名称等を記載して、購入者にお渡しください

※裏面に誓約・同意事項がありますので、必ず申請者が記

(表面)

(裏面)

誓約・同意事項(ご確認いただき、□に✓を入力してください)

- ☒ 申請に当たり、次の事項を確認し、遵守することを誓約します。
 - 一宮市暴力団等の排除に関する条例(平成23年一宮市条例第24号)に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係にある者(以下「暴力団関係者」という。)が、本市に所在し、かつ、本市に暴力団関係者の活動の拠点となる施設(以下「拠点施設」という。)を有する者(以下「拠点施設保有者」という。)でないこと。
 - 過去に愛知県自転車乗用ヘルメット着用促進法(以下「促進法」という。)に基づき、本市に所在し、かつ、本市に暴力団関係者の活動の拠点となる施設を有する者(以下「拠点施設保有者」という。)でないこと。
 - 同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていません。
 - ヘルメット購入後に発生した事故等について、市及び県が一切の責任を負わないことについて了承します。
 - 本補助金の交付事務に必要な内容に関し、市職員が住民基本台帳に関する公簿の記載事項について閲覧することを了承します。

内容を確認し、□をチェックしてください

領収書の写しなどの添付欄
こちらに貼ってください。

領収書の写しなどをここに添付してください

交付請求書 記入例

様式第4（第9条関係）

一宮市自転車ヘルメット購入補助金交付請求書

（あて先）一宮市長

請求及び申請者 住 所 一宮市本町2丁目5番6号

氏 名 一宮 太郎

次のとおり補助金の交付を請求します。

請 求 金 額	<u>1,600 円</u>
補 助 事 業 等	自転車ヘルメット購入
請求の根拠	一宮市自転車ヘルメット購入補助金条例

（あて先）一宮市会計管理者
の補助金を以下の口座に振り込んでください。

三菱UFJ 一宮太郎
三菱東京UFJ 銀行

普通 ・ 当座

一宮支 店 （口座 1234567 番）

イチノミヤ タロウ

名義人 一宮 太郎

※この請求書は、申請内容の審査を受け、適正なものと認められた場合に限り有効なものとなり、そうでない場合は無効となることを承諾します。

※申請者本人名義の口座に限ります。

※ 修正液、修正テープ、消せるボールペン等を使用したものは受付できません。

一宮市使用欄

交付指令年月日等	年 月 日	一宮市協指令第	号
交 付 決 定 額	円		

訂正方法

記載誤りの場合、以下のどちらかの方法で訂正してください。

①訂正署名

二重線で訂正し、近くの余白に署名する（氏名欄にも自署が必要）

②訂正印

二重線で訂正後押印し、さらに氏名欄の氏名横に押印する

「交付申請書兼実績報告書（様式第1）」の「補助金交付申請額」と同じ金額を記入してください。

※ 金額の訂正はできませんので、誤った場合は、新しい用紙に記入してください。

振込先口座を通帳の記載のとおり記入してください。

思いやりのある安全運転をお願いします

自転車の罰則強化

令和6年11月1日 道路交通法の改正

**自転車の危険な運転に
新しく罰則が整備されました**

運転中のながらスマホ



スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。
※停止中の場合は対象外

違反者は、
6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

交通の危険を生じさせた場合、
1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

酒気帯び運転および幫助



自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

自転車の提供者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者は、
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

「運転中のながらスマホ」、「酒気帯び運転」は
自転車運転者講習制度の対象になります。

自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反（危険行為）を反復して行った者は講習制度の対象となります。
※講習会参加費 5万円以下の罰金

危険行為 信号無視、指定場所一時不停止、道交法切立入り、安全運転義務違反、通行区分違反 など

重大事故を防ぐため、交通ルールを遵守しましょう。

ペースカーマークを配布しています

ペースカーマーク ➡

2025年 **2月13日(木)からマグネットを配布**

ゆっくり安全な運転を心がけていることを示す、ペースカーマークを作製しました。車にマークを付けることで、運転者の安全意識が向上するだけでなく、周囲への安全運転の呼びかけにもつながります。この取り組みに協力していただける方へ、ペースカーマークのマグネットを配布します。

対象 ▶ 市内の企業・団体
▶ 市内在住・在勤の方
※車両1台につき1枚だけ。企業・団体は事前に連絡が必要

配布場所 ▶ 本庁舎市民協働課
▶ 尾西庁舎総務管理課
▶ 木曽川庁舎総務窓口課
▶ 出張所

【問】市民協働課 ☎(28)8671



ID 1064499



4